

当院に出入りされる業者の皆様へ

新型コロナウイルス感染防止対策のため、次の点についてご留意ください。

- 1．原則として、来院は当院から要請した場合のみとしてください。
- 2．体調が悪い方は来院を控えてください。
- 3．必ずマスクを着用し、手指消毒をしてください。
- 4．山陰両県以外から来院いただく場合、PCR 検査の陰性証明（来院 72 時間前以降の証明書に限る。）及び 2 週間前からの行動履歴と検温、体調の記録を提出してください。
- 5．山陰両県から来院いただく場合でも、過去 2 週間に両県以外への行動履歴がある場合は、PCR 検査の陰性証明等、上記 4 の書類を提出してください。
- 6．4 階事務局で「業者・MR 受付簿」に記載してください。（ただし、薬剤部及び栄養管理室の納品に限り、当該部署で記載）

令和 3 年 4 月 13 日

鳥取県立厚生病院長

